

# 桑園第16町内会 規約

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、桑園第16町内会と称する。

(区 域)

第2条 本会の区域は、  
札幌市中央区北 7条西11丁目から北 7条西14丁目、及び  
北 8条西12丁目から北 8条西14丁目までの範囲とする。

(事 務 所)

第3条 本会は、事務所を会長宅におく。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互及び会内外の各種団体との協力、協調のもとに  
明るく住み良い地域社会の実現と会員の教養を高めるとともに、  
地域福祉の増進を図り、防災などに努め、もって  
地域住民のためのまちづくりに資することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)会員相互の親睦に関する事
- (2)専門部活動に関する事
- (3)会員相互及び会内外の各種団体との連絡調整に関する事
- (4)行政情報の活用及び行政との連絡調整に関する事
- (5)所有する資産の管理及び運営に関する事
- (6)地域の防火防犯に関する事
- (7)その他本会の目的達成に必要な事業に関する事

## 第2章 会 員

### (会 員)

- 第6条 本会の会員は、第2条に定める区域内の世帯及び事業所等を対象とする。本会に入会しようとする者の本会への加入は、正当な理由がない限り、これを拒んではない。

### (脱 退)

- 第7条 会員の脱退は、次の場合とする。
- (1)本会の区域内に居住しなくなった場合
  - (2)本人から脱退の申し出があった場合

## 第3章 組 織

### (班 の 設 置)

- 第8条 第4条に定める事業の円滑な遂行を図るため、本会に班を置く。
- 2 一括で管理している集合住宅については1つの班とする。
  - 3 前項に定める班に、班長1名を置く。
  - 4 班長の任期は1年とし、各班ごとの会員の輪番制とする。但し、居住者のいない事務所・事業所等は、除外することができる。再任は妨げない。

### (専 門 委 員 の 設 置)

- 第9条 本会に、次の専門委員長を置く。
- (1)保険衛生委員長 1名
  - (2)体育委員長 1名
  - (3)地域振興委員長 1名
  - (4)見守り委員長
  - (5)文化委員長 1名

## 第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)総務 若干名
- (4)会計 1名
- (5)監事 2名
- (6)民生委員 3名程度

(役員 の 選 任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員 の 職 務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 総務は、本会の事業遂行に必要な事項を掌る。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1)本会の会計及び資産の状況を監査すること
  - (2)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(役員 の 任 期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧 問 及 び 相 談 役)

第14条 本会には、顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、すべての会議で意見できる。

## 第5章 総会

### (総会の種別)

第15条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

### (総会の構成)

第16条 総会は、会員を代表する班長と若干の会員で構成する。

### (総会の審議事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1)事業報告及び会計決算に関する事項
- (2)事業計画案及び予算案に関する事項
- (3)資産の管理状況及び増減に関する事項
- (4)規約に関する事項
- (5)役員の選任に関する事項
- (6)その他会務上必要な事項

### (総会の開催)

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 定期総会は、毎年度決算終了後 5月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1)会長が必要と認めたとき
  - (2)全会員の 3分の 1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

### (総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第20条 総会は、班長の 2分の 1以上の出席、または委任状がなければ、開会することができない。但し、班長が不在の場合には、出席の会員で開催することができる。

### (総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席者と委任状を含む過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用についてはその班長は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)班長総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果に関する事項

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印をしなければならない。

(議事録の公開)

第 24 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

## 第6章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるときに召集する。

2 会長は、役員の2分の1以上から会議の招集の請求があつたときは、速やかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第18条、第19条、第20条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、また「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第7章 会計

### (経費)

第30条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、助成金、交付金及びその他の収入をもってあてる。

### (会費)

第31条 会費は、以下のように定める。

(1)一般住宅、または集合住宅1世帯につき年間3000円。

但し、会の発足当初加入マンション等においては、その限りではなく、班長と町内会で協議していく。

尚、集合住宅一括の場合は5月1日時点の世帯数に準ずる。

(2)事業所は一棟、または一店舗につき年間一口6000円。

(3)連合町内会管理の事業所についてはそれに履行する。

但し、特別事業を行うために総会において決定した場合には、臨時会費を徴収することができる。

### (会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (帳簿の整備)

第33条 本会の収入及び支出並びに本会の所有する資産の状況を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 前項に定める帳簿について、会員が閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

### (資産の管理)

第34条 本会の所有する資産に関する収入及び支出について、必要があるときは、別に会計を設けることができる。

- 2 前項の規定により別の会計を設けるとき、又は資産を取得し、若しくは処分するときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 慶弔

(表彰)

第35条 本会に特に功労があった者については、役員会に諮り、これを表彰することができる。

(香典)

第36条 香典は、会員又は同居の家族が死亡の場合、5000円とする。

(監査及び報告)

第37条 監事は、毎年度会計年度終了後に会計監査を実施し、その結果を総会において報告しなければならない。

## 第9章 規約の変更等

(規約の変更)

第38条 本会の規約の変更は、総会の議決を経なければならない。

(細則等の制定)

第39条 会長は、役員会の承認を得て、本会の運営上必要な細則等を定めることができる。ただし、細則等を定めたときは、会長は、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第10章 細則

(細則)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、細則の設定ならびに改廃を行うことができる。  
別に定める。

附則

この規約は、令和7年5月11日より施行する。

令和7年5月11日一部改正

# 桑園第16町内会 細則

## 桑園第16町内会ホームページ運用規定

### (運 営 目 的)

第1条 本会が桑園第16町内会のホームページ(以下「HP」という)を運営する目的は以下のとおりとする。

- (1)本会の会務運営に関する情報を速やかに会員へ知らせる。
- (2)地域住民の交流域を広げ、地域の活性を図る。

### (運 営 主 体)

第2条 HPは本会が主体的に運営し、会長がその責任を負う。  
本会の役員と委員はHP運営の目的達成のため、積極的な協力をする。

### (H P の 管 理)

第3条 HPの管理は事務局で行う。  
HPの掲載情報に関する基準等は、公開目的に都度賛同いただき情報の品位の維持に努める。

### (I S P の 管 理)

- 第4条 HPの運用に伴うインターネット・プロバイダ等との契約事項(以下ISP契約という)は事務局が役員会に提案し、役員会の審議を経て決定する。
- 2 ISP契約に伴う認証情報(ログイン名・パスワード等)は、事務局が不正に使用されないように管理する。
  - 3 HPの運用に関する費用のうち、以下に掲げるものは、本会の一般会計の通信費を充当する。
    - (1)ISP契約経費
    - (2)ホームページサーバー借り上げ費用

### 附 則

この規約は、令和7年5月11日より施行する。

# 桑園第16町内会公式ライン運用規定

## (運 営 目 的)

- 第1条 本会が桑園第16町内会の公式ラインを運営する目的は以下のとおりとする。
- (1)本会のホームページに掲載するお知らせの補助を行う。
  - (2)利用者の多いラインを通し、地域へ発信、又は意見等の収集を行う。

## (運 営 主 体)

- 第2条 公式ラインは本会が主体的に運営し、会長がその責任を負う。
- 本会の役員と委員は公式ライン運営の目的達成のため、積極的な協力をする。

## (公 式 ラ イ ン の 管 理)

- 第3条 公式ラインの管理は事務局で行う。
- 公式ラインの掲載情報に関する基準等は、公開目的に合わせ、都度賛同いただき、情報の品位の維持に努める。
- 2 HPの運用に伴う契約事項
  - 公式ライン契約は事務局が役員会に提案し、役員会の審議を経て決定する。
  - 3 公式ライン契約に伴う認証情報(ログイン名・パスワード等)は、事務局が不正に使用されないように管理する。
  - 4 公式ラインの運用に関する費用は、本会の一般会計の通信費を充当する。

## 附 則

この規約は、令和7年5月11日より施行する。